

令和7年度 補装具の告示等改正（案）について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

令和7年度 補装具の告示等改正(案)について

(1) 基本的な考え方

- 補装具の支給基準額等(大臣告示)は、3年に1回の見直しを行っており、令和6年度に改定を実施したところである。
- 令和7年度は告示の運用について見直しを行う。

(2) 改正案の概要

- 姿勢保持装置と座位保持椅子の区分の明確化
 - 補聴援助システムに対する合理的配慮の明記及び支給基準の適正化
 - 電動車椅子簡易形アシスト式について、電動駆動装置等着脱式を含むことを明記
 - 施設入所者の判定についての記載を追加(指針のみ)
- 他、所要の改正を行う。

(3) スケジュール

- 5月:第66回補装具評価検討会における完成用部品指定審査についての議論
- 7月から8月:団体ヒアリング実施(実施団体数:28団体)
- 9月:団体ヒアリング意見取りまとめ
- 10月:第67回補装具評価検討会における団体ヒアリング結果の議論

(次項へ続く)

令和7年度 補装具の告示等改正(案)について

(3)スケジュール

- 1月17日:第68回補装具評価検討会にて、告示改正案の議論(本検討会)
- 1月30日:第69回補装具評価検討会にて、完成用部品指定審査の実施
- 2月中旬 :パブリックコメント募集
- 3月上旬 :第70回補装具評価検討会によるパブリックコメントを踏まえた議論
- 3月中下旬:大臣告示及び各種通知の改正
- 4月1日 :大臣告示及び各種通知の施行

改正案① 姿勢保持装置と座位保持椅子等の区分の明確化

(1) 現状と課題

- 補装具のうち児童のみを支給対象としている種目として、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具及び排便補助具の4種目が定められている。
- 児童のみを支給対象としている種目のうち、座位保持椅子及び頭部保持具の2種目については、成人になった際には姿勢保持装置での支給が可能であるが、自治体によっては、車載用の姿勢保持装置の支給自体を認めていないところもあるため、運用を適正化する必要がある。
- 児童は座位保持椅子だけでなく姿勢保持装置についても支給が可能であることから、座位保持椅子や頭部保持具は現状、車載用として支給されているのみである。しかし、姿勢保持装置と座位保持椅子では告示基準額が異なるため、全く同じ製品であっても姿勢保持装置の基準額は座位保持椅子の2倍以上となっている。

(2) 改正の方針

- 車載用の姿勢保持装置及び座位保持椅子については、成人も含め座位保持椅子で算定することとし、全国で統一した運用がなされるよう、告示を改正することとしたい。

(3) 具体的な改正内容

- 「座位保持椅子」は支給対象を児童に限定しない。種目名を「姿勢保持装置(車載用)」に改める。
- 「頭部保持具」は独立して使用されている実態がないことから、種目としては廃止し、付属品として取り扱う。

改正案① 姿勢保持装置と座位保持椅子等の区分の明確化

姿勢保持装置と座位保持椅子のどちらの種目で算定するかで2倍以上の価格差が生じている。

姿勢保持装置

182,235円

(内訳)	
基本価格(採寸)	頭・頸部 3,550
	体幹部 15,400
	骨盤・大腿部 15,400
支持部	頭部 9,700
	張り調整型 15,500
	モールド型 42,720
支持部の連結	固定 頸部 3,550
	遊動 腰部×2 7,700
(以下、付属品)	
体幹保持部品	頭頸部パッド 5,050
	体幹パッド×2 7,800
	肩ベルト×2 5,000
	胸ベルト 4,350
ベルト部品	股ベルト 4,700
支持部カバー	頭部 3,050
	体幹部 張り調整型 4,150
	骨盤・大腿部 モールド型 10,300
	脱着式加算×3 10,500
調整機構	前後調節 頭部支持部 3,500
	小計 171,920
	106/100を乗じた額 182,235

座位保持椅子

87,768円

(内訳)	
座位保持椅子	本体 26,100
	座面軟性内張り 5,350
	車載用 43,800
頭部保持具	7,550
	小計 82,800
	106/100を乗じた額 87,768



「カーシート STD」 きさく工房より許可を得て転載

<https://kisakukobo.jp/ebook/carseat-std/HTML5/pc.html#/page/2>

改正案② 合理的配慮を踏まえた補聴援助システムの支給基準の明記

(1) 現状と課題

- 令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮が義務化された。
- 補聴援助システムは、基本的に話者が使用するワイヤレスマイクと補聴器装用者が使用する受信機から構成され、機種によっては補聴器に受信機を取り付けるためのオーディオチューが必要となる。
- ワイヤレスマイクは教育機関の教員等の利用を想定し、小学校、中学校、特別支援学校における教材整備指針にも集団学習補聴器として記載されていることから、補装具費支給制度よりも合理的配慮を優先とする運用がなされている。
- 一方で受信機は装用中の補聴器に取り付けて使用するため、合理的配慮には馴染まず、補装具費支給制度による支給が適切であると考えられる。
- 補聴援助システムにおいては、メーカーによってワイヤレスマイクと受信機の価格比率が大きく異なっており、機種の選定に当たっては、ワイヤレスマイクと受信機は同じメーカーから販売されているものを選ぶ必要がある。

(2) 改正の方針

- 補聴援助システムの受信機は、補聴器の購入に補装具費が支給されている児者を支給対象者とする一方、ワイヤレスマイクは原則として合理的配慮による対応とすることを明記する。
- 補聴援助システムの購入にあたっては、ワイヤレスマイクと受信機の基準額を合算した価格の範囲内で購入に要した費用を認めることとする。一方で、修理に要した費用においては、ワイヤレスマイクと受信機の交換の額の範囲内でそれぞれ支給することとする。
- 各メーカーには、カタログにおいてメーカー希望小売価格を明記するよう依頼する。

改正案② 合理的配慮を踏まえた補聴援助システムの支給基準の明記

(3) 具体的な改正内容

- 補聴援助システムについての告示を次のとおり改正する。

(現行)「重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。」

※ 修理基準に掲げる交換の額

受信機交換	: 97,300円	}	→	合計:232,700円
ワイヤレスマイク交換	: 135,400円			
オーディオチュー交換	: 5,250円			

➡「耳かけ型で補聴援助システムを必要とする場合は、受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が232,700円の範囲内でそれぞれ必要な額を加算すること。オーディオチューを必要とする場合は、5,250円の範囲内で必要な額を加算すること。」

- メーカーカタログ等により送信機及び受信機の価格を明記し、かつ受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が232,700円以内の製品にのみ補装具費を支給できることとする。(要領の改正)
- ワイヤレスマイクの補装具費支給申請があった場合において、市町村は、教育機関や勤務先事業者等が合理的配慮によりワイヤレスマイクを整備できないことを電話等の方法により確認すること。また、申請者に対し、ワイヤレスマイクが必要となる場面を聴取し、真に必要と認められた場合にのみ支給するものとする。(要領の改正)
- 受信機内蔵の補聴器にあっては、受信機の購入費用は支給できないこととする。(要領の改正)

改正案③ 電動車椅子簡易形アシスト式に電動駆動装置等着脱式を追加

(1) 現状と課題

- 電動車椅子簡易形アシスト式については、JIS規格(T9201-2016)において定められており、「後輪ハンドリム駆動方式のもの」と定義されているが、「駆動」の動力に手動を含むのか、電動のみを指すのかは判然とせず、電動駆動装置等の取付方法も判然としない。
- しかし、近年の技術革新により、電動駆動装置等を利用者自身が着脱できる製品も販売されている。
- 加えて、(手動)車椅子を利用中の障害児者が、生活環境や体力の変化等に伴い、電動駆動装置等の取付けが必要な場合の取扱いが定められていない。(車椅子➡電動車椅子への機能追加の取扱い)

(2) 改正の方針

- 修理に要する費用も含め、補装具費の支給基準額内での支給が可能であれば、現在、電動車椅子簡易形アシスト式として流通している製品に加え、電動駆動装置等着脱式も電動車椅子簡易形アシスト式として支給可能とする。
- なお、電動駆動装置等のメーカー各社には、修理価格も含め、製品カタログにおいてメーカー希望小売価格及び転倒防止バーが含まれているか否かを明記するよう依頼し、補装具費支給制度を利用する場合は、購入だけでなく修理に要する費用についても基準額内である必要があることを周知する。
- (手動)車椅子を利用中の障害者等が、生活環境や体力の変化等に伴い、電動駆動装置等の取付けを希望する場合は、利用中の車椅子に電動駆動装置等を取り付ける費用を(手動)車椅子の修理費用として支給可能であることを明記する。

改正案③ 電動車椅子簡易形アシスト式に電動駆動装置等着脱式を追加

(3) 具体的な改正内容

○ 電動車椅子簡易形アシスト式の定義について、以下のとおり告示を改正する。

「車椅子に電動駆動装置~~又は及び~~制御装置を取り付けた(着脱可能なものも含む。)簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。」

○ 車椅子の修理について、以下の記載を告示備考欄に明記する。

「利用中の車椅子に電動駆動装置等を取り付ける場合は、1の(7)のウに掲げる上限価格の範囲内で修理価格とすること」

「(手動)車椅子を利用中の障害者等が、生活環境や体力の変化等に伴って、電動駆動装置等が必要な場合、電動駆動装置等の取付け費用については、車椅子の修理に要する費用として支給すること。なお、車椅子に電動車椅子簡易形の機能を追加する場合は、廃用による身体機能の低下を防止する観点から原則としてアシスト式を支給すること。」(要領)

○ 切替式、アシスト式双方の機能を持つものについては、アシスト式で算定する。(要領)

○ 算定方法として、以下を追記する。

「電動駆動装置及び制御装置については、製品カタログに購入価格及び修理価格が明記されており、かつ製品カタログ価格(税抜)が別表上限価格の範囲内である場合に限り、補装具費を支給することができること。修理価格が明記されていない場合は購入に要する費用を支給することはできないこと。」(要領)

改正案③ 電動車椅子簡易形アシスト式に電動駆動装置等着脱式を追加

【従来方式】

駆動輪に駆動装置等が取り付けられている。

JWX-2

介護保険対象品

補装具対象品

●駆動車輪径：20、22、24インチ



バッテリー・充電器は別売



電動アシスト
ハンドリム操作

車椅子用電動アシストユニット

JWX-2

JW-IIから約17年ぶりにフルモデルチェンジした電動アシストユニット。誰かに背中を押されているみたいに、上り坂でも驚きの「軽さ」と「なめらかさ」で操作できます。

メーカー希望小売価格（消費税10%を含む）

313,720円～

（税抜価格 285,200円～）

※バッテリー・充電器は別売

【着脱式】

駆動輪（オムニホイール）のついた駆動装置等を手動車椅子に取り付けて使用する。（着脱式）



製品の仕様

- モード：MX1, MX2, MX2+（モードの変更には、PushTrackerアプリ（[iOS](#) / [Android](#)）からの操作が必要になります）
- 走行距離：19.8km
- 最高速度：6km
- バッテリー：リチウムイオン
- 本体重量：5.7kg

価格

- メーカー希望小売価格：412,600円（税抜き） / 453,860円（税込み）

改正案④ 施設入所者の判定についての記載を追加（指針）

（１）現状と課題

○ 施設入所者に対し、補装具の来所判定が必要になる場合、施設から遠方の援護地に行くことが求められる場合があるが、施設には過重な負担となっている実態がある。

（２）改正の方針

○ 援護地を管轄する更生相談所は可能な限り、来所判定に代えてオンライン、動画又は書類による判定を行うこととし、それでも来所判定が必要と判断する場合にのみ、市町村が施設所在地を管轄する更生相談所に対し判定依頼を可能にすることと指針に定めることとしたい。

（３）具体的な改正内容

○ 指針第2に「2－4 施設入所者に対する事務処理」を以下のように追記する。

（１）申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者総合支援法施行規則第65条の7の規定に基づき、様式例第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受け付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。なお、申請書の提出は、郵送によるものでも差し支えないこと。

（２）更生相談所の判定を要するもの

市町村から判定依頼を受けた更生相談所は、オンライン、動画又は書類により判定を行うこと。但し、来所によらなければ支給の可否が判断できないと更生相談所が判断した場合は、来所による判定を行って差し支えない。その場合、市町村は必要に応じて、施設所在地を管轄する更生相談所に判定依頼を行うことができること。市町村から施設所在地を管轄する更生相談所に判定依頼があった場合、援護地の更生相談所は施設所在地の更生相談所の負担にならないよう、必要な情報の提供に努める等、連携を図ること。10